

契 約 書 別 紙 兼 重 要 事 項 説 明 書

(訪問看護サービス)

◎ 事業者の概要はつぎのとおりです。

事 業 者 名	社会福祉法人 新潟市社会事業協会
代 表 者 氏 名	理事長 高 橋 秀 松
主 施 設 名	信楽園訪問看護ステーション
主 施 設 住 所	〒950-2038 新潟市西区新通南3丁目3番11号
電 話 番 号	025-260-8121
管 理 者 氏 名	保健師 塩 崎 章 子
県 指 定 年 月 日	平成5年3月11日
訪 問 看 護 師 数	9人 うち保健師3人、看護師6人
事 務 員 数	1人

◎ 事業者が提供するサービスの概要は次のとおりです。

「訪問看護」とは、利用者のお宅に伺い、かかりつけの医師の指示に基づいて、家庭での療養生活を支援し、日常生活動作の維持、回復及び療養生活の向上を図るサービスです。

1. 提供するサービスの内容

1回当たりの訪問時間は、30分から1時間30分程度です。

原則として、訪問回数は週3回までとなります。(厚生労働大臣が定める疾患等は日数制限なし)

サ ー ビ ス 内 容	病状観察、内服管理、清拭、洗髪、皮膚の処置、入浴・食事・排泄などの介助、医療用チューブ類の管理交換、リハビリテーション、ご家族への助言相談指導、終末期ケアなど
営 業 日 ・ 時 間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
休 業 日	日曜日、国民の祝日 12月29日、12月31日、1月2日、1月3日
通常の事業の実施地域	原則として ・新潟市の中央区一部(関屋、白新、寄居圏域)、西区、西蒲区一部(西川圏域)
【業務取扱い方針】 1. 利用者の心身の状況やご家族の環境を踏まえ、事業者の作成する「訪問看護計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護を提供します。 2. 訪問看護の提供の開始に際しては、主治医の文書による指示(訪問看護指示書)に従います。 3. 事業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を必ず作成し、これを主治医に提出し、主治医との連携を図ります。	

2. 利用料金

(1) 訪問看護療養費

このサービスを利用するにあたって、負担して頂く基本料金は、保険の種類と負担割合により異なり、次の費用の1～3割の額です。

※重度心身障がい者医療費助成・特定医療費助成制度対象の方は助成が受けられます。

療養費区分・算定額			備考
基本療養費	(Ⅰ)	週3日まで（5，550円/日）	訪問看護指示書と訪問看護計画書に基づいて、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合
		週4日以降（6，550円/日）	
	(Ⅱ) 同一建物居住者+他患者 訪問	同一日に2人	同一日に、同一建物の複数名に、同一訪問看護ステーションが訪問看護を行った場合
		週3日まで（5，550円/日）	
		週4日以降（6，550円/日）	
		同一日に3人以上	
		週3日まで（2，780円/日）	
		週4日以降（3，280円/日）	
	(Ⅲ) 外泊日訪問	8，500円	一時的な外泊時に訪問看護を行った場合（1回又は2回まで）
	(Ⅳ)	緩和ケア専門（12，850円）	主治医から交付を受けた緩和ケア又は褥創等ケアに係る専門の研修を受けた看護師と共同して同一日に訪問看護を行った場合（月1回まで）
褥創等ケア専門（12，850円）			
管理療養費		月の1日目（7，670円）	安全な訪問看護提供体制が整備されており、訪問看護計画書および報告書を主治医に提出し、必要に応じて主治医との連携確保や訪問看護の実施についての計画的な管理を継続して行った場合
管理療養費 1		月の2日目以降（3，000円）	サービス利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満かつ、特掲診療料別表7・8の該当者への訪問実績が相当数ある。
管理療養費 2		月の2日目以降（2，500円）	サービス利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割以上など。
ターミナルケア療養費 1		25，000円	在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族に対して説明をした上でケアを行った場合
情報提供療養費 1		1，500円/月	市町村からの求めに応じて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合

加算算定		備考
特別管理加算	(Ⅰ) 5, 000円/月	24時間体制で特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合
	(Ⅱ) 2, 500円/月	

加算算定		備考
24時間対応体制加算	(イ) 6, 800円/月	24時間連絡体制と、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にあり、24時間対応の看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合
	(ロ) 6, 520円/月	24時間連絡体制と、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合
長時間訪問看護加算	5, 200円 (週1回)	特別な管理を必要とする利用者又は特別訪問看護指示書を交付された利用者に90分以上の訪問看護を行った場合 (週1回まで)
複数名訪問看護加算	4, 500円 (週1回)	保健師、助産師、看護師、PT、OT、STと同時に訪問看護を行う場合 (週1回まで)
難病等複数回訪問加算	1日に2回の場合	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別な管理を必要とする利用者又、特別訪問看護指示書が交付された場合 同1・2…同一建物内1人又は2人のこと 同3以上…同一建物内3人以上のこと
	同1・同2 (4, 550円)	
	同3以上 (4, 000円)	
	1日に3回以上の場合	
	同1・同2 (8, 000円)	
	同3以上 (7, 200円)	
夜間・早朝・深夜加算 (同日に1回のみ)	夜間・早朝 (2, 100円)	18～22時又は6～8時に訪問看護を行った場合
夜間・早朝・深夜加算	深夜 (4, 200円)	22～6時に訪問看護を行った場合
退院時共同指導加算	8, 000円	入院(所)中の利用者が退院(所)にあたり訪問看護STの看護師等が主治医等と共同し在宅での療養に必要な指導を行った場合 (1回又は2回まで)
特別管理指導加算	2, 000円	特別管理指導加算は特別管理加算の対象者のみ算定
退院支援指導加算	6, 000円	退院日に療養上必要な指導を行った場合
	8, 400円	退院日に訪問し、1回の時間が90分を超える場合又は、複数回の合計時間が90分を超えた場合
在宅患者連携指導加算	3, 000円/月	訪問診療を実施している医療機関を含め、訪問歯科又は保健薬局と情報共有し療養上必要な指導を行った場合 (月1回まで)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2, 000円	状態の急変に伴い主治医の求めにより医師、薬剤師、介護支援専門員と共同でカンファレンスに参加し共同で療養上必要な指導を行った場合 (月2回まで)
緊急訪問看護加算	(イ) 月14日目まで2, 650円/日	24時間対応体制で主治医(診療所又は在宅療養支援病院の医師)の指示に基づき緊急に訪問看護を行った場合
	(ロ) 月15日目以降2, 000円/日	
看護・介護職員連携強化加算	2, 500円/月	喀痰吸引等を必要とする利用者について、訪問看護ステーションの職員が、喀痰吸引等を行う介護職員等に対し、支援した場合 (月1回まで)
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	マイナンバー等によるオンライン資格確認システムを通じて診療情報を取得し計画的な訪問看護を行った場合

加算算定		備考
訪問看護ベースアップ 評価料（Ⅰ）	（Ⅰ） 780円/月	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合

上記費用は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、上記の費用も自動的に改定されます。なお、その場合は新しい費用を書面でお知らせします。

（２）実費負担

① 交通費：１回の訪問毎に

片道５km未満：２５０円(税込, うち消費税等２３円)

片道５km以上１０km未満：５００円(税込, うち消費税等４５円)

片道１０km以上：７５０円(税込, うち消費税等６８円)

②延長利用料（１時間３０分を超えた場合） ３０分毎に１，２００円

③休業日の利用料 １回１，５００円（別途交通費）

④訪問看護療養費を算定できないが、訪問看護の必要があり行った場合 （必要により他の訪問看護ステーションと同一日に重複した場合など） １回１，２００円（別途交通費）

⑤永眠後のケア ３，０００円

⑥衛生材料等やむを得ず代わって購入した場合その代金

（３）支払い方法

利用料金等は、１ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払ください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月にお渡しします。

支払い方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した翌月の末日以降に、利用者が指定する金融機関の口座より引き落としします。引き落としに要する料金については、法人の負担とさせていただきます。
銀行振り込み	事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 第四北越銀行 小針支店 普通口座 １８６３２３

３．事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

４．緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

5. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
- ① 虐待防止対策のための委員会の定期開催と指針の整備
 - ② 虐待を防止するための、従事者に対する研修の実施
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

6. 衛生管理に関する事項

- (1) 事業所において感染症が発生、又はまん延防止のため、次の措置を講ずるものとします。
- ① 感染症予防及びまん延防止対策のための委員会の定期開催と指針の整備
 - ② 従事者に対する感染症予防及びまん延防止のための、訓練や研修の定期実施

7. 非常災害時における業務継続のための対応

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、訪問看護事業を継続的に実施及び非常体制での早期業務再開のための計画（業務継続計画）を策定し、定期的に見直しを行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- ① 非常災害時、迅速に計画を実行するための研修及び訓練の定期実施

8. 苦情相談窓口

- (1) 提供するサービスに関するご相談やご要望・苦情は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	信楽園訪問看護ステーション 電話番号：025-260-8121
窓口開設時間	月～土 午前8時30分～午後5時15分（休業日を除く）
責任者	管理者 塩崎 章子

- (2) 提供するサービスに関するご相談や苦情は、下記の機関にも申し立てることができます。

新潟市介護保険課	025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

9. サービスの利用にあたって次の事項にご留意ください。

- 1 訪問看護師は各種支払いや金銭に関する取扱いは実施できません。
- 2 訪問看護師に対し、贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- 3 訪問看護は複数の職員で交代して担当させていただきます。
- 4 利用者の急変や道路事情などで時間通りにお伺いできないこともあります。
- 5 感染予防の万全を図る目的で、訪問看護の実施前後に手洗いの為、洗面所をお借りさせていただきます。
- 6 ご都合により、訪問看護サービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所（連絡先 025-260-8121）までご連絡ください